

平成 26 年 8 月 21 日
江 東 区 教 育 委 員 会 決 定
(改訂 平成 30 年 3 月 27 日)
(改訂 令和 8 年 3 月 31 日)

江東区いじめ防止基本方針

江東区教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、「いじめ防止対策推進法」及び文部科学省が定めるいじめの防止等のための基本的な方針《平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定（最終改定 平成 29 年 3 月 14 日）》、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「いじめ総合対策【第 3 次】（令和 7 年 6 月 東京都教育委員会）に基づき、「江東区いじめ防止基本方針」（令和 8 年 3 月改訂）（以下、「江東区いじめ防止基本方針」という。）を定めます。

1 江東区いじめ防止基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

江東区いじめ防止基本方針は、学校におけるいじめの問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的のもと、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

また、いじめの問題は児童・生徒の心の健全な育成に関わる問題ととらえ、江東区教育委員会は、「健全育成総合対策」を実施し、児童・生徒の健全育成を総合的に推進する。本対策を通じて、児童・生徒の心に寄り添い、学校、保護者、地域、関係諸機関が連携し、心の育成を図る取組を進め、いじめのない社会の実現を目指す。

2 いじめの定義

この江東区いじめ防止基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

4 いじめ問題への基本的な考え方

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

児童・生徒がいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳授業や、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童・生徒がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

(2) 児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動の促進

いじめられた児童・生徒から情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた児童・生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

学校は、周囲の児童・生徒がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気を持って教員等に伝えた児童・生徒を守り通すとともに、周囲の児童・生徒の発信を促すための児童・生徒による主体的な取組を支援する。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に頼るだけでなく、学校全体による組織的な対応が不可欠である。

(4) 保護者・地域・関係機関と連携した取組

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童・生徒をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめ防止等の取組に協力するよう努める。

5 学校における取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

(2) 組織等の設置

①学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く。

②重大事態が発生した場合には、学校の設置者又はその設置する学校は、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(3) 学校におけるいじめ防止等に関する取組

「Action24」（子どもや保護者等からの相談に対する迅速な対応）の推進

①未然防止

- ・「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成
- ・児童・生徒自らがいじめについて主体的に考え、学び、児童・生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- ・道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力を育成
- ・「学校いじめ防止基本方針」の共通理解や校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
- ・いじめ防止（ネット上のいじめを含む）のための啓発活動（「SNS学校ルールの策定」等）の推進
- ・児童・生徒の心の状態を確認する取組の実施及びそれに基づいた支援の充実を目指す。
- ・教員による、平時からの取組についての確認を徹底
- ・電話連絡、家庭訪問や個別面談、学校通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力の推進
- ・「SOSの出し方に関する教育」の実施

②早期発見

- ・教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握と児童・生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- ・保健室や相談室等の利用や電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
- ・「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底
- ・いじめに関する情報の教職員全体での共有

③早期対応

- ・いじめを発見した場合に特定の教職員で抱え込まない、速やかな組織的対応の構築
- ・対象児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全の確保
- ・対象児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度で関係児童・生徒への指導
- ・いじめを見ていた児童・生徒に対して、自分の問題として捉えさせる取組の実施
- ・保護者への支援・助言
- ・保護者会の開催などによる保護者への情報共有
- ・関係機関やスクールロイヤーなどの専門家等との相談・連携
- ・いじめの解消の確認
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携

④重大事態への対処

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省 令和6年8月改訂版）に基づいて調査等の適切な対処を行う。

- ・教職員による重大事態の定義の確実な理解
- ・重大事態対応への組織の設置
- ・対象児童・生徒の安全の確保
- ・対象児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・関係機関や専門家等との相談・連携
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施
- ・対象児童・生徒の保護者、関係児童・生徒の保護者への調査結果等の説明
- ・区長に対する重大事態に係る調査結果等の報告

6 区における取組 (組織の設置)

(1) 江東区いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、「江東区いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。主な所掌事項は以下のとおりである。

- ・学校におけるいじめ防止等のための対策に関する事項
- ・いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項
- ・その他、いじめ防止等のための対策に関する事項

(2) 重大事態の発生時における組織の設置

重大事態が発生した場合には、学校に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を、教育委員会と学校が一体となって行う。

7 その他

教育委員会は、各校への訪問や各種研修会で教員に対して資質向上に向けた指導・助言を行うとともに、この方針に基づく各校の取組状況を確認し、その結果に基づき、必要に応じて対応する。